

日立市公共交通事業者運転手募集宣伝広告費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、深刻化する運転手不足への対策として日立市内の公共交通事業者が実施する、運転手確保のための宣伝広告事業について支援し、安定的な公共交通の運行継続を図るため、予算の範囲内において日立市公共交通事業者運転手募集宣伝広告費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、日立市補助金等交付規則（昭和45年規則第42号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共交通事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（以下「バス事業」という。）を經營する者又は同号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）を經營する者
- (2) 車両 バス事業に用いられる乗車定員11人以上の車両又はタクシー事業に用いられる乗車定員11人未満の車両
- (3) 運転手 公共交通事業者が所有する車両を、バス事業又はタクシー事業における顧客の輸送のために運転する者で、公共交通事業者が正規社員として雇用する者

(補助対象事業者)

第3条 補助対象事業者は、日立市内に運行区域又は営業区域を有する公共交通事業者で、令和5年12月27日以降に運転手募集のための宣伝広告を開始し、令和7年2月1日までの間に同宣伝広告を完了するものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表に定める補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、千円未満を切り捨てる。ただし、補助対象事業者が有する日立市外の営業所等への運転手募集宣伝広告を合わせて実施する場合は、次式により算出された額に2分の1を乗じて得た額を補助金の額とし、千円未満を切り捨てる。

$$\text{補助対象経費} \times (\text{補助対象事業者が有する日立市内の営業所の所有車両台数} \div \text{補助対象事業者が有する全ての営業所の所有車両台数})$$

2 補助対象事業者における補助金の上限額は、1者当たり200千円とする。

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、日立市公共交通事業者運転手募集宣伝広告費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助の決定及び通知)

第6条 市長は、前条に規定する申請を受けたときは、当該申請に係る補助金交付の適否を審査し、適正と認めた場合は、交付を決定し、速やかに日立市公共交通事業者運転手募集宣伝広告費補助金交付決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助事業が完了したときは、日立市公共交通事業者運転手募集宣伝広告費補助金実績報告書(様式第5号)に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(様式第2号)

- (2) 収支決算書（様式第3号）
- (3) 領収書
- (4) その他市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定等）

第8条 市長は、前条の報告を受けたときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う調査等により、その補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、日立市公共交通事業者運転手募集宣伝広告費補助金確定通知書（様式第6号）により、速やかに補助決定者に通知するものとする。

（請求及び交付）

第9条 前条の規定による確定通知を受けた交付決定者は、日立市公共交通事業者運転手募集宣伝広告費補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により請求を受けたときは、速やかに補助決定者に補助金を交付するものとする。

（決定の取消）

第10条 市長は、交付決定者が、虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けた時には、当該決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により交付の決定を取り消した場合は、日立市公共交通事業者運転手募集宣伝広告費補助金交付取消通知書（様式第8号）により理由を付して、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第11条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分について既に補助金が交付されているときは、日立市公共交通事業者運転手募集宣伝広告費補助金返還通知書（様式第9号）により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

る。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年1月18日から施行し、令和5年12月27日から適用する。

(失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第4条関係）

補助対象経費	補助額
<p>求人誌を発行する事業者等（広告代理店を含む）に対する、運転手募集のための宣伝広告費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費の2分の1（千円未満切捨て） ・補助対象者1者当たり200千円を上限とする。
<p>バス事業又はタクシー事業における顧客の輸送のために使用する車両に施す、運転手募集の宣伝広告のための車体塗装作業（ボディペイント塗装、ボディステッカー貼付・焼付）に要する経費</p>	
<p>運転手募集のための就職説明会等の開催を案内する情報発信に必要な印刷製本費、宣伝広告費等（旅費、会場使用料、郵送料を除く。）</p>	

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

日立市長 殿

所在地
名称
代表者氏名

日立市公共交通事業者運転手募集宣伝広告費補助金交付申請書

日立市公共交通事業者運転手募集宣伝広告費補助金について、補助金の交付を受けた
いので、日立市公共交通事業者運転手募集宣伝広告費補助金交付要綱第5条の規定によ
り下記のとおり申請します。

記

- 1 補助対象事業 公共交通事業者運転手募集宣伝広告費補助
- 2 補助対象事業の着手予定日 年 月 日
- 3 補助対象事業の完了予定日 年 月 日
- 4 補助金交付申請額 金 円

（添付書類）

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第5条、第7条関係）

事業（計画・実績）書

内容	数量	単価（円）	事業費（円）	備考

様式第3号（第5条、第7条関係）

収支（ 予算 ・ 決算 ）書

1 収入の部

（単位：円）

区分	予算額	（ 決算額 ）	備考
合計			

2 支出の部

内容	予算額	（ 決算額 ）	備考
合計			

（注）収支決算書の場合は、支出した広告宣伝費等の領収書の写しを添付すること

殿

日立市公共交通事業者運転手募集宣伝広告費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった標記補助金について、日立市公共交通事業者
運転手募集宣伝広告費補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付すること
を決定したので通知します。

年 月 日

日立市長 印

記

補助金交付決定額	金	円
----------	---	---

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

日立市長 殿

所在地
名称
代表者氏名

日立市公共交通事業者運転手募集宣伝広告費補助金実績報告書

年 月 日付け日立市指令第 号により補助金の交付決定通知を受けた標記補助事業が完了したので、日立市公共交通事業者運転手募集宣伝広告費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 交付決定額 円

2 実績額 円

3 添付書類

- (1) 収支決算書（様式第2号）
- (2) 事業報告書（様式第3号）
- (3) 領収書
- (4) その他市長が必要と認める書類

殿

日立市公共交通事業者運転手募集宣伝広告費補助金確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった標記補助金について、日立市公共交通事業者運転手募集宣伝広告費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

年 月 日

日立市長 印

記

補助金確定額	金 円
--------	-----

様式第7号（第9条関係）

年 月 日

日立市長 殿

所在地
名称
代表者氏名

日立市公共交通事業者運転手募集宣伝広告費補助金交付請求書

年 月 日付け日立市指令 第 号により補助金交付決定通知のあった標記補助金について、下記のとおり請求します。

記

補助事業等の名称	日立市公共交通事業者運転手募集宣伝広告費補助	
補助金等の名称	日立市公共交通事業者運転手募集宣伝広告費補助金	
補助金等	交付確定(決定)額	金 円
	請求額	金 円
付記事項	口座振替先	
添付書類	補助金確定通知書の写し（日立市補助金等交付規則第7条ただし書の規定による概算払若しくは前金払による請求の場合にあつては、補助金交付決定通知書の写し）	

殿

日立市公共交通事業者運転手募集宣伝広告費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け日立市指令都政 号で交付決定した標記補助金について、日立市公共交通事業者運転手募集宣伝広告費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり補助金の交付決定を取り消したので通知します。

年 月 日

日立市長 印

記

- 1 補助金の名称 日立市公共交通事業者運転手募集宣伝広告費補助金
- 2 交付決定取消額 円
- 3 取消理由

以上

殿

日立市公共交通事業者運転手募集宣伝広告費補助金返還通知書

年 月 日付け日立市指令都政 号で交付決定した標記補助金について、日立市公共交通事業者運転手募集宣伝広告費補助金交付要綱第10条の規定により当該補助金の交付決定を取り消したので、同要綱第11条の規定により下記のとおり期限までに返還してください。

年 月 日

日立市長 印

記

- | | | | | |
|---|------------|-------------------------|-------|---|
| 1 | 補助金の名称 | 日立市公共交通事業者運転手募集宣伝広告費補助金 | | |
| 2 | 補助金交付決定通知額 | 金 | | 円 |
| 3 | 補助金交付取消額 | 金 | | 円 |
| 4 | 補助金返還額 | 金 | | 円 |
| 5 | 補助金返還期限 | | 年 月 日 | |

以上